

Title	アダム・ スミスとエドマンド・ バーク (二) : その社会観と経済思想をめぐって
Sub Title	Adam Smith and Edmund Burke (2) : on their views on society and economic thoughts
Author	白井, 厚
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.12 (1962. 12) ,p.1065(21)- 1085(41)
JaLC DOI	10.14991/001.19621201-0021
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19621201-0021">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19621201-0021</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

になる。また、六大都市では、五人世帯の「失対」就労者の世帯収入二五、四八四円、そのうち本人収入一三、七七〇円、家族収入九、四〇五円、その他二、三二〇円となっているが、生活保護にきりかえると、一級地（大都市）標準五人世帯の保護基準額は一三、四七〇円であるから、この「失対」就労者の家族は、月収三万五千円から一万三千円の生活に切下げられることになる。このような結果として「失対」就労者は、どんな低賃金でも自分の労働力を売ったほうが、生活保護を受けるよりも、世帯収入を増加させることができるということになる。それゆえ「失対事業」の縮小・廃止が、農業基本法、農業構造「改善事業」による農家総数の六割（約九〇〇万）におよぶ中・貧農を離農させる政策や、とくに大企業における職務給導入などあいまって、日本の低賃金を維持し、低賃金構造を再編成する役割を果たすことは、明らかである。

要するに、転機に立つ失業対策は、単なる失業対策の転換を意味するものではなく、「失対事業の根本的改革」と称して、戦前からあった日本独特な失業対策の本質、矛盾、およびこれを規定する独占資本の雇用制限政策と社会保障政策の貧困を何ら改革することなしに、その結果として生じた「失対」就労者の滞留化、女子・高齢者の増大、「非能率」などの現象を口実に、独占体強化のための「公共事業」へ低賃金労働力を吸収する「労働力流動化」政策と低賃金構造を再編成する政策を遂行するために、「一般失対事業」を縮小・廃止して「全日自労」を解体させ、失業対策そのものを放棄しようとするものにほかならない。そしてわれわれはここに日本国家独占資本主義の現段階における深刻な矛盾を認めないわけにはいかないのである。

## アダム・スミスとエドマンド・バーク（二）

—その社会観と経済思想をめぐって—

白井厚

### 一、二人の交友

#### 二、D・ヒュームの二つの道

補論1 W・ゴドウィンのパーク観（以上五五巻三号）

#### 三、J・ロックにおける国家論の原型

#### 四、D・ヒュームにおける保守主義と近代性

#### 五、A・スミスにおける歴史と国家（以上本号）

### 三 J・ロックにおける国家論の原型

領主的・地方分権的封建制国家から絶対主義国家へ、さらにいわゆる本来的重商主義国家へ、そして自由放任の市民国家へとあわただしく変貌をとげた一七・八世紀の国家の姿を前にして、その主導権をめぐって展開された封建貴族、絶対君主、特権的商業資本、産業資本の政治権力をめぐる争いは、同時に国家のなすべき役割、理念、本質などについて興味深い

論争を生み出すこととなった。それはただに理論的な興味をそそるばかりでなく、イギリス革命、資本の本源的蓄積期、産業革命、フランス革命という激動の時代を含んでいるだけに、革命運動や社会運動を背景としたこれに対する人々の主体的な態度の表明として、思想的にもまさに極めて重要な時代である。これにさらに体制脱落者としての、それゆえ体制批判者としての小生産者や貧農層による、急進的民主主義や無政府主義のイデオロギーを加えれば、社会及び国家の発生、機能、その理想像などをめぐる見解が、それぞれの階級的利害を背景に重畳として展開され、自然状態、自然権、社会契約、正義、法律などの観念が、このような論争の系列として理解される。従ってスミス及びバークの社会観、経済思想を、それが集約的に表現されているはずの彼らの国家観の中で以下に検討を加えよう。

世俗的近代的国家論の始点は、理論的には先ずホッブズに求めるべきで、その自然状態↓自己保存↓自然権↓自然法↓社会契約↓国家の成立という考え方は、ロックやルソーなど市民的な政治理論の基礎であった。だがここでは、バークに至るまでの国家論の推移を、それが名誉革命体制(いわゆる *King oligarchy*)を問題の中心としたという意味において、先ずロックにおいて考察する。周知のようにロックは、その「政治二論」において、ロバート・フィルマーによって代表されていた王権神授説を否定して絶対王制の理論的基礎をうち破り、国家権力を次のように規定した。

「政治的権力とは、財産の調整、保持のために、死刑以下のあらゆる刑罰をもつてする法律をつくり、このような法律を実施するために、また外国の侵略から共同社会 (Common-wealth) を守るために、共同社会 (Community) の實力を行使する権利 (Rights) である。そしてこれは全て公共の利益 (Public Good) だけのためにある。」<sup>(1)</sup>

さて、この短い規定の中に、いくつかの問題を見いだすことができよう。先ず第一に、国家(イギリス経験論においては国家を機能の面からとらえているので、この政治的権力をそのまま国家と考えてよい)の目的は私有財産の保持であるということ。このブルジョア的な主旋律は、たとえば *Civil Society; the chief end whereof is the preservation of property.* <sup>(2)</sup> というように絶

えず繰り返し流れている。それではこのような国家はどのような経路をたどって生まれたか。有名なその発生論を略示すれば、

自由平等な自然状態、そこでは各人が、生命、健康、財産を享受する自然権、その侵犯者に対する処罰権をもつ↓労働による所有権↓貨幣導入による所有の不平等、不安定↓自然権の一部移譲、同意と信託<sup>(3)</sup>による市民社会、政治社会の成立

ということになり、その間の事情は次のように説明される。

「もし自然状態にある人間が、前述のように自由であり、自分の人格と財産の絶対的な主人であり、どんな偉い人も平等であつて誰にも従属しないとすれば、何故彼の自由を手放すのか？ 何故自分の絶対支配権を捨て他人の支配と統制に服するのか？ それには明らかに次のように答える。すなわち自然状態において人はそのような権利をもつが、その享受は非常に不確かであり、たえず他人の侵害にさらされている。というのは万人は彼と同じく王であり、同輩であり、大部分は公正と正義を厳格には守らないので、この状態における所有権の享受はまことに危険不安なものである。このために、いかに自由とはいえ恐怖と不断の危険に満ちているこの状態を進んで放棄しようとする。だから、その生命、自由及び資産——これを財産という一般的名称で呼ぶ——の相互的保全のために、すでに結びつきまたは結びつきようとしている他の人々とともに、彼が社会の中に結合することを求め、結合しようとするのは、ゆえなきことではない。」<sup>(4)</sup>

そして自然状態において財産が保全されない理由として、a、すべての争いを解決する基準として人々の同意によって承認された実定法が存在しない、b、公平無私な権威ある裁判官が存在しない、c、判決が正しい時にもそれを執行する権力が存在しない、の三点が挙げられており、これは、ホッブズの、自然権(闘争状態における自己保存権)を放棄して自然法(国家状態へ、という明快な説明に比して生彩を欠くといわれるけれども、自然状態には所有権は存在しないとしたホッブズ

と違って、財産の不平等をめぐって展開され、しかも同意を前提とするため絶対権力を生まないところに近代的国家論として意味深いものがある。ともあれ、このようにして国家の発生は自然状態における不都合、財産の不安定、共同社会の形成(同意)、それを母胎とする政治権力の創出(信託)という内部事情から説明されているので、これを「内因説」と名づけよう。「立法者が国民の私有財産を侵害することによって彼らの信託に反する行動をした時、人々は新しい立法部によって新たに安全をはかる権力がある。」<sup>(5)</sup>という有名な反抗権の主張は、このような信託の帰結と考えられる。

このような内因説に対して、さきの政治権力の定義において外国の侵略から共同社会を守ることが示されたように、ロックの国家観には、その成立の契機を外敵の侵入に求める「外因説」が存在する。すなわち、

「人々は彼らの欲望を各人のささやかな財産という狭い限界の中に限って、一様に素朴な貧しい生活を営んでいたから、争いを起すこともめつたになく、それを裁判する多くの法律の必要もなく、また犯罪も罪人もほとんどなかったから、裁判も要求されなかった。そして手をたずさえて社会をつくるほど愛し合っている人々は、交際と友情を保ち合い互いに信頼しているとしか考えられないから、彼らはお互いの中よりも外部の人間についてより大きな不安を抱かずにはいられた。それゆえに、彼らが第一に心配し思案したことは、彼ら自身をいかにして外部の力から守るかということだと思像せねばならない。彼らがこの目的に最も役立つような統治の体制に身を置いて、彼らを戦いにおいて指揮し、外敵に対して率先してあたり、主としてこの点において指導者であるような最も勇敢で賢明な人を選んだのは当然であった。」<sup>(6)</sup>

この場合には、人々は一様に素朴な貧しい生活を営んでいたのだから、内部における財産の不平等、不安からではなく、外敵防禦の点からのみ政治権力の発生が説かれる。そしてその帰結は君主制ということになる。このようにして、国家の目的は等しく私有財産保持であるとしても、その発生には二つの矛盾した論理が使われている。これが確認すべき第二の点である。

第三に、この国家権力はまた公共の利益(Public Good)を目的としていること。公共の利益はもちろん私有財産保全を前提としているのだが、私有財産維持のみを目的とした場合は国家の機能はしばしば夜警国家に縮小するのに対して、公共の利益を掲げればそれは大幅に拡大されることとなる。それは先ず揺籃期の共同社会を育て、ついで国家の富裕をもたらすあらゆる政策を積極的に実行することになる。かくしてかれの国家観は、一面においてスミス・ベンサム<sup>(7)</sup>の自由主義的ブルジョア国家観へつながるのに対し、他の一面では経済統制を正当化する重商主義的思想に接することとなる。

以上の三点は、ロックの国家論における問題であると同時に、その後展開した国家観の原型という意味で特に重要なものである。ロックの論理が何故このような複合性をもつか、どのようなかたちでそれが相互に関連しているのかという点の分析はここでは控えねばならないが、かれがたとえ封建的な社会観に反対する革命的な情熱をもっていたとしても、結局は古い王権と新しい第三段階の妥協を目的としたこと、したがってかれの所論から労働所有権説<sup>(8)</sup>や民主主義<sup>(9)</sup>や革命権<sup>(10)</sup>を引き出したとしても、また同時にそこにはそのような急進的な結論を消し去り現状を肯定する論拠も存在していたことを注意すべきであろう。

(1) J. Locke: Two Treatises of Government, 1690, Chap. I, §3. A critical edition with an introduction and apparatus criticus, by P. Laslett, 1960, p. 286. 傍点は原文イタリック、以下同じ。

(2) Ibid., Chap. VII, §85, p. 341.

(3) ふつろロックは社会契約論と採ったといわれるが、ロックにおいて契約 contract という言葉は婚姻社会と主従間の雇用関係を成立させる手段として使われているだけで、政治社会成立を論じる際には全く用いられず、正しくは「同意」理論といふべきである、という点については、鈴木秀勇「ジョン・ロックの政治哲学における『同意』理論」一橋論叢二九年二月、J・ロック歿二五〇年記念号所収、参照。氏によれば、国家契約は社会契約ないし結合契約(政府あるいは国家の創出母胎としての社会を形成する方法としての契約)と支配契約ないし服従契約(政府あるいは国家の設立とそれへ権力を付与する方法としての契約)とから成り(O. Chatelet)、ロック理論はこ

の二つを欠いて、前者のかわりに consent, agreement, 後者のかわりに trust が存在する (cf. E. Barker: Notes to his translation of Gierke's Natural Law and the Theory of Society, 1934. C. E. Vaughan: Studies in the History of Political Philosophy before and after Rousseau, 1925. J. W. Gough: John Locke's Political Philosophy, Eight Studies, 1950.) 同意は自由な意志行為、個人個人の目的意志の合致であり、信託は民衆の意志により任意に解消できるのに対して、契約は政府と民衆の対等を前提とし、拘束性を本質とする。ロックの同意論、信託論、多数決原理において、共同社会の母胎性の確保、理性への信頼を見いださう。ただしもちろんこの場合、ロックが徹底した人民主権に進みえなかつた理由として、彼の「民衆」の概念を検討せねばならぬだろう。

(4) J. Locke; *ibid.*, Chap. IX, §123, p. 368.

(5) *Ibid.*, Chap. XIX, §226, p. 433.

(9) *Ibid.*, Chap. VIII, §108, p. 357.

(7) ロックの貿易差額論については「Some Considerations of the Consequences of the Lowering of Interest, and Raising the Value of Money, 1692. を参照。」

(8) この三点については、すでに羽鳥卓也氏の「市民革命思想の展開」一九五七年、第一章において明らかにされている。そこでは、要約すれば、

自然状態における所有の不安定→政治権力の発生→所有権の維持を目的……「労働による所有」の原理を基準とする社会契約説によって国家権力の任務と役割を規定、絶対主義に対する民衆の反抗権の主張に帰結する故に、市民革命の論理→スミス  
自然状態における外敵防禦→政治権力の発生→公共の利益増進を目的……国富と国力を保護・育成する必要性から、国民主義の論理→ヒューム

というように、「互いに異質的な二つの論理が同時に並存していたと見るのがロックの思想に最も内在的なロック解釈である」(三六頁)と説かれている。極めて示唆に富むが、前者もあまり市民革命の論理ではない、というのが筆者の考えであって、これについてはのちに述べよう。ここでは、この二つは単純に並存しているのではなく相互にからみあっており、前者の論理も公共の利益に接続するあいまいさを持っていることだけを指摘する。たとえば「それゆえ、多数の人が結合して一社会をつくり、自然法による執行権を放棄しそれを公共の手に渡す場合には、またその場合にのみ、政治的すなわち市民社会が存在する。……すなわち人はこれによって、社会、または社会の立法部についても同じことだが、それに社会の公共の利益が要求するにに応じて、自分に代って法律をつくる権利を与える。」(J. Locke; *ibid.*, Chap. VII, §89, p. 343.)

(6) ロック理論のよって立つ階級的基盤を検討することは、それだけで大きな問題である。たとえば羽鳥氏は、ロックの経済政策論

の内部に生成したものは、後年マンデヴィル、ヒューム、スチュアートらの重商主義者によって、継承・展開されるべき内容をもつ「かの重商主義に固有の貨幣理解を基準とする有効需要論による資本主義分析」(前掲書、九三頁)であり、ロックに二つの論理が並存する理由は、「究極的にはこれをロックにおける労働価値論の欠如(「スミスに比しての分業理解の浅さ」)(同、九六頁)であり、「一七世紀の後半期においては、産業資本のイデオログたるロックの思想の中に国民主義の論理の入りこむ余地が残されていた」(同、九八頁)と説明されている。だが、ロックをスミスにつながる産業資本のイデオログと見ることはもちろん異論も多い。たとえばロックの父は議会軍に属して戦ったのに反し、ロックはビュリタン政府のリゴリズムに反撥して王制復古を欲し「Essays on the Law of Nature, 1660-64. にはブルジョア的な自然権という思想はなく、中世的自然法との類似が強い。それが初期の思想であって、一六六六年に知り合ったシャフツベリ伯が彼に宗教的寛容をとき、「自由主義者としての彼の成長をうながした」(M. Cranston; John Locke; a Biographical Study, 1957, p. 111)としても、なお旧い秩序への依存から脱けえず、「政府二論」を中心とした政治思想は、「ビュリタン革命の否定からはじまり、きわめて慎重に再構成されたもの」で、その社会的階級的基盤は、「利子貨幣論」によってみれば、「産業資本と密着した——というよりは未分離の——近代的地主層」であり、「革命を推進する主体となった独立派と、革命推進には消極的であったが革命の成果を肯定しこれをうけいれていったジェントリ層とが、後期ステュアート期における旧地主の再没落と農民層のより一その分解を背景として、融合していったものがロックの立場」(浜林正夫「王政復古から名譽革命へ」水田編「イギリス革命」一九五八年所収)とも説かれている。

(10) 投下労働による所有権は、周知のように腐敗せず利用し得る限度、耕作しうる限度という制限がつけられ、やがて貨幣が発生して無限にその範囲は拡大されることとなる。これは旧特権階級の不生産的な浪費や奢侈に対する批判であり、無能な地主の大土地所有に対する批判であり、「ロックの見解は、封建社会に對立するブルジョア社会の法的諸表象の古典的実現であったので、——しかも彼の哲学は、その後のイギリス経済学全体にとり、その一切の表象の基礎として役だったので——はなはだ重要なものである」(K. Marx; Theorien über den Mehrwert, vierter Band des „Kapitals“, 1. Teil, 1956, S. 331, 長谷部訳五三五頁)。だがこれは「マニファクチュア資本による富の蓄積、ヨーマンリーによる急速な土地の囲い込みを理論づけるだけではなく、古い財産秩序に対する弁護を用意し、「最後にロックは、財産は人間が協定の上で創ったものであるという古い理論に帰って行った」(R. Schlatter; Private Property, 1951, p. 158. 明山、浜田訳一六五頁)。「ロック自身は必ずしもいわゆるロック派ではなかった」(Ibid., p. 152. 前掲訳一五九頁)ということになる。急進的な主張はここでも容易に保守的立場に転化する。

(11) 民主主義については、一六四七年に、レヴェエラズのパトニイの討論会において、史上始めて、自然権、生得権にもつく平等選挙権の原則が採用されたし、また一七世紀において民主主義が王制よりすぐれていることを理論的に最初に立証したのは、J. Harring-

ten; The Commonwealth of Oceana, 1656) である。ロックの民主主義はその財産論とともにハリントンの伝統の中にあるといわれている。(田中浩「ホブズとハリントン」水田洋編、前掲書所収、参照) ただし実際にはロックは民衆の動きを恐れていたし、彼の教育論は、ジェントリと労働貧民に別々の教育を提案するなど、貴族的な色彩が強い。

(12) 抵抗権も、実際には世襲君主制と妥協し、国王が人々の財産を侵害した時でも、(1) 君主の委任を受けた政府や官憲がその責を負うべきであり、(2) 侵害を受けた人は抵抗しなくても法により賠償されるみちがあり、(3) 少数の私人が抵抗するのは身の破滅である(Chap. XVII, § 203-209) というかたちで国王は審問や暴力的抵抗から免れている。「立法者が国民の私有財産を侵害することによって彼らの信託に反する行動をした時、人々は新しい立法部によって新たに安全をはかる権力がある」という反抗権は、まさに「反乱に対する最上の防壁であり、それを阻止する可能性の最も強い手段である」(Chap. XIX, § 226) がゆえに推賞される。ここでも、抵抗権は革命権ではなく、単なる政權交替の論拠にすり替えられている。

(13) イギリスの急進主義は、名譽革命体制を光榮ある自由の伝統として讃えるウィットク史観(たとえば G. M. Trevelyan, G. Davies その他多数)、清教徒革命を単なる個人的利害対立からの反乱としか考えないトリー史観(例えば S. Naisb) にさまたげられ、レヴェラーやデイカーズなどの存在を忘却して、このような変革のエネルギーをロックから汲み取る以外にはなかった。このような事情が、イギリスの思想を、フランスに比べてあまい妥協的な性格にすることとなったし、今日のイギリス社会主義の不幸な伝統も、これと無縁ではなからう。たとえば、同じ革命思想の父として、ロックとルソーを比較せよ。また、人權の基礎をイギリス人古来の権利たるマグナ・カルタではなく、自然法に求めたレヴェラーズの徹底的な民主権論、反封建・反資本主義を徹底して共産主義を實踐したデイカーズの私有財産批判を想起せよ。イギリス史学における彼らの評価は、ルソーなどのフランス啓蒙思想に鼓吹された W・ゴドウィンの「History of the Commonwealth of England, from its Commencement, to the Restauration of Charles the Second, 1824-1828. において始めて企てられた。田村秀夫「イギリス革命思想史」昭和三十六年、一五六、二一二頁参照。

#### 四 D・ヒュームにおける保守主義と近代性

ロックにおける国家論が、内因説、外因説ともに、個人の自由な意志にもとづく合意、多数決原理の承認など理性への大きな信頼を示したのに対し、ヒュームのそれは、人間の感情を重視した感覚的な国家論である。もちろんロックといえども、認識の基礎を感覚的な経験に求めたイギリス経験論の代表者であり、理性的認識を絶対視した大陸の合理主義者に比べ

ればずっと功利主義的・感情的な要素が強い。だが、そこにおけるブルジョアジーはまだ未成熟であるので、神学から人間学へ、理性的人間観から感性的人間観へ、自然法思想から功利主義へという近代思想発展の重要な転機を、われわれはスキースの親友、D・ヒュームにおいて見出すべきであろう。

ヒュームは、その最初の著作 A Treatise of Human Nature, vol. I, II, 1739, vol. III, 1740. において、早くも理性そのものに対する懐疑を示し、Samuel Clark や William Wollaston の理性的道徳論に反対して、Shaftesbury, F. Hutcheson 流に道徳の基礎を主観的な感情に求めた。そして、正義は、人間の技巧的な、無自覚的な習慣上のとりきめ、すなわち convention から起ると説き、この convention を破ると、これが不快、不安、苦痛、すなわち悪徳となり、快樂は徳となるという功利主義を主張した (Book III)。

このような立場から、ヒュームは Book III, Part II, § 7. において、civil government and society の起源を次のように説明する。すなわち、人間は imagination によって強く支配されており、身近かな直接の利害によって、正義を守ることによって維持されるべき社会秩序を乱したりする。このため the violation of equity がしばしば生じ、人間交渉が不確実にして危険多きものとなる。そこで正義の遵法を最も身近かな関心とし、その侵犯を最も遠い関心たらしめるのは人類全てにとつては不可能で、必然的に少数でなくてはならず、それが国王や統治者なのである。

その § 8. Of the source of allegiance において、社会団体相互の間に争いが起きた時、government がなければ内乱が起るため、権力を持つ指揮者が現われ、それが君主政体の起源だと説明する。そしてこの統治権は「stability of possession, its translation by consent, and the performance of promises」という基本法(正義の法)に義務づけられ、人々は行政官への服従を契約する。だがこれは始めだけのことであって、やがて original obligation and authority independent of all contract を持つようになる。つまり大きな進んだ社会においては、正義の法だけでは足りず、これを確立し秩序を維持するために、

統治者の支配が必要となる。この場合統治権は契約に先立つとして、ヒュームは自然法的な国家契約説に反対するのである。

また国家の起源は次のような外因説からも説かれる。

「確かに人間は遠くへたった利益よりも目前の利益を選びとる性向をつねにもっており、遠くにある害悪への懸念から、ただちに享受しうる利益の誘惑に抵抗することは、人間にとって容易なことではない。しかしながらこの弱点は、社会の初期にはつねにそうであるように、所有物や生活上の快楽の数も少く、価値も小さいところでは、それほど顕著にはならない。……それゆえに、私は、政府なくしては人間は全く社会を営みえないとする一部の哲学者たちの考えに同調しえないのである。そうして、私は政府の最初の原形は、同一社会の内部の人々の争いからではなく、異なる社会に属する人々相互の争いから生れたのだと主張する。異った社会の人々の間に争いをひきおこすには、同一社会の内部に争いをひきおこすに必要とするよりも僅かな富で足りるであろう。」<sup>(1)</sup>

それではこのような統治権に服従するのは何故か。統治によって安全と保護という利益を得るがゆえであって、これが忠誠に対する *natural obligation* である (S. 9.)。ただしこれ以外に *moral obligation* があるので、暴君の圧制がわれわれの利益に反する時でも、心理的惰性律によって良心は統治に服従すべく命ずるといふ。このようなものが人間性の原理であり、格律 *maxims* が一度樹てられると、その始めの理由がなくなってもそれを守り続けるのである。

さて、以上のような彼の見解の中から、次のような点を国家論に関連して指摘し得よう。第一に、統治者を生み出す理由として、身近かな直接利害によって動かされる人間の本性から説明する内因説と、外部社会との争いという外因説の二つを採っていること。この点はロックと似ていても、ロックにおけるよりも性悪的な人間を想定し、従って民衆に対する統治権の優位を認めることとなる。第二に、それゆえに統治者の役割は、個人の私有財産擁護よりは、公正—正義—全体の利益を

目的とすることとなり、全体主義的な性格を強めること。そして第三に、これが *convention* によって支えられているため、反抗権などを徹底的に否定して、保守的な弁護論となること。ただし、もちろんこれは政府をつくり出すという近代的技術的人間像に始まり、服従によって政府からえられる利益という功利主義の基礎をもっている。同じ保守的な国家論でも王権神授説などは全くその内容を異にし、極めて近代的な、勘定高い保守主義といふべきであろう。

このような近代性は、前著第三巻道徳論を改作し、ハチソンの批判を容れて「徳のためのある温かさ」の注入に努力した *An Enquiry concerning the Principles of Morals*, 1751. において、「効用」の重視となつてあらわれた。すなわち *humanity, benevolence, friendship, public spirit, social virtues* のかなりの部分は *usefulness* ともつぎ *convention* にかわつて *utility* が強調され、*convention* を考える場合にもそれが *public utility* に還元されることとなる (Appendix II)。そして *Political Discourses*, 1752. において商業、産業の興隆をはかり、第二節に述べたように、*Smith* に最も大きな影響を与えることとなる。ただしこの場合も、個人の所有権維持は必ずしもその目的ではなく、公共の利益増進の手段として考えられていることに注意すべきであろう。*Smith* がヒュームの思想を引きつぎながらも、これに批判を加えた点については後述する。

それではこのようなヒュームの国家論は、どのような立場においてなされたのであろうか。いわゆる *royal mercantilism* をおし進めたチュールドル絶対主義王朝が、初期独占に反対する新興階級の前に崩壊して以後、ブルジョア革命を戦いとした勢力は、いわゆる *parliamentary mercantilism* の政策を採って本来的重商主義といわれる時代を形成した。だがこの場合にも、古い地主貴族の政策はトーリー党にひきつがれ、それはより進んだかたちとなって長く経済政策の底流をなしている。で、この二つは次のように対比される。

*Tory*—*royal mercantilism*—都市における旧地主、貴族、特権的商業資本の階級的利己心を現わす初期独占を中心とし、国内におい

アダム・スミスとエドマンド・バーク (一)

ては統制、対外的には自由貿易主義——general balance of trade  
Whig——parliamentary mercantilism——農村 manufacture の展開を背景とし、国内産業開発のため原蓄政策の盛行、manufacture の  
利益のため保護主義——particular balance of trade

そしてウィッグ党系の重商主義者が、「旧地主ならびに前期的諸勢力の階級的利己心に対立していわゆる『公共的利益』  
のたちばから、その強力的な法あるいは政策の根拠づけを与えようとした」<sup>(5)</sup>ことから、全体に対する効用を正義の根源とし  
たヒュームが重商主義者の代表の中に数えられ、二つの独占と戦ったスマイスがこれと対決したという解釈がしばしば行わ  
れた。<sup>(6)</sup>

それでは、ヒュームはウィッグ系の重商主義者であり、スマイスの対決すべき相手であったのか？なるほど、かれは経済  
発展の原動力を外国貿易に求め、全体の利益と服従を説いて、ウィッグ体制に一致しているかのようである。だが Political  
Discourses, 1752. の原始契約論に明らかな通り、「わが国民を二分しているあの政党」の「一方は『政府』の起源を求めて  
『神』にまでさかのぼり、それによって政府を極めて神聖不可侵のものにしよう」とつとめ、「もう一つの政党は、政府の基礎  
は『人民』の同意にあるとし、それによって一種の原始契約の存在を勝手にきめこみます」とのべて、「わが国で提唱され  
た純理論的な政治理論、つまりトリー党の宗教的政治理論とウィッグ党の哲学的政治理論とを、両方とも反駁しよう」とつ  
とめた<sup>(7)</sup>のである。第二節においてすでに述べたように、彼はその経験論、社会観、自由貿易主義などにおいてスマイスに大  
きな影響を与え、重商主義から自由主義経済学への過渡期を代表した。それは経済思想において重商主義の枠内での改良策  
であり、政治思想において、全体の利益の名のもとに国家の活動範囲を拡大し、重商主義的統制を基礎づけたように見えて  
も、なおその内容においてスマイスに接続し、ブルジョア的な成熟を示すものであった。従って、保守的な形式にもかかわらずその内容は古典派経済学に大きく貢献するとともに、その近代性はまたその後の国家論の形成に役立つこととなったの  
である。

である。

- (1) D. Hume: A Treatise of Human Nature: being an attempt to introduce the experimental method of reasoning into moral  
subjects, 1740, edited, with an analytical index, by L. A. Selby-Bigge, 1960, pp. 539~40.
- (2) 「思うに、統治政權が『考案』(invent)せられたものであるということは、すでに近代的な技術的人間の存在を物語っている  
が、ヒュームの場合、かかる近代的技術的人間の主体的行動体系の地平の開拓が問題であったということである。Mechanik をまさに  
Mechanik として構想し設定する悟性的地平を自己解体せしめ、かかる自己解体を通じて真に生ける実証科学の地平を、近代市民社会  
における行動体系のロコス<sup>(8)</sup>を、設定・形成することが、ヒューム哲学の課題であったと考え得ねばならぬ。ヒュームは『理性』を抑え  
て自然的感情に途をひらいたが、まさにこの手続きを通じて『理性』(reason)はみずからを『悟性』(Verstand)として限定するの  
である。かかる自己限定を通じて『理性』(reason)はみずからを『悟性』(Verstand)として自己を確立する途を拓いた  
ものといふことができる。それはドイツ観念論において示されたとき、理想主義形而上学への途を開拓したというのみでなく、実は  
このことをも含めて、実証科学としての社会科学の成立に途を拓いたものといふべきである。自然的感情の主体的現実性に立脚するヒ  
ュームの『人間本性の学』——moral philosophy——は、まさに実証科学としての社会科学成立の地平開拓の事業であり、そうしてま  
た、かかる社会科学のつととして行動する近代的市民社会の成員の論理体系の告示であったといふことができるであろう」(山崎正一  
「ヒューム研究」昭和二十四年、一六二—二三頁)。まさにこのゆえに、ヒュームの保守主義はアダム・スマイスと結びつき、近代思想および社  
会科学に大きく貢献することとなる。
- (3) 「public utility は正義の唯一の起源であり、この徳の有益な結果についての反省が、その価値の唯一の基礎である。」D. Hume:  
An Inquiry concerning the Principles of Morals, 1751, in Essays and Treatises of Several Subjects, 1785, p. 408.
- (4) ヒュームの財産論は、投下労働に基礎を置くものではなく、人間本性にもとづく経験、その心理的効果によるものであることに注  
意。たとえば Treatise of Human Nature, Book III, Part II, § 3. にあつては、所有権は、1) the first possession or occupation, 2)  
long possession or prescription, 3) accession, 4) succession. によって起るとされ、その際観念連合 association of ideas という功利主  
義の心理学が用いられる。ロックはともかくも、労働による所有から出発したのに対して、ヒュームは始めから「全体の利益」を問  
題としている。

(5) 内田義彦「経済学の生誕」一九五九年、七四頁。傍点原著による。

(6) 前掲書一一二頁参照。同様の解釈は、羽鳥氏の著作にも見られる。たとえば、ヒュームは「重商主義国家体制の正当制と合法性と

アダム・スマイスとエドマンド・バーク (1)



を理論的に根拠づけようとし、国民主義の論理だけがその国家論を支えているので、ロックにおける労働所有権説、社会契約説、反抗権説を否認し、「市民革命思想の固定化ないし石化」であり、「解体期に直面する重商主義国家の支配階級（大商業・貿易資本および大地主層）に奉仕する理論家だった」（前掲書四二頁）とまことに手きびしい。ロックをあまりにも革命的に、ヒュームをあまりにも保守的に見すぎているだろうか？

(7) D. Hume: *Political Discourses*, 1752, with an introduction by W. B. Robertson, 1906. 小松訳一五二頁。

## 五 A・スミスにおける歴史と国家

「人間は、歴史の生産した偉大な客体的力への帰依によってのみ、一瞬の苦や束の間の快から己れを解放しよう。恣意や享樂の主体性ではなく、歴史に帰依することは、主権者としての個人と世界の運行とが和解するゆえんである。」(「ディンターイ」<sup>1)</sup>「夢」)

ところで、歴史への帰依のしかたはなんとおぼろげなものでか。D. Hume が *The History of England* (1754-61). や W. Robertson が *History of Scotland during the Reigns of Queen Mary and James VI*, 1759. *History of the Reign of Charles V*, 1769. *History of America*, 1777. や A. Ferguson が *An Essay on the History of Civil Society*, 1766. *History of the Progress and Termination of the Roman Republic*, 1783. や J. Millar が *Observations concerning the Distinction of Ranks in Society*, 1771. *An Historical View of the English Government from the Settlement of the Saxons in Britain to the Accession of the House of Stewart*, 1781. や L. Kames が *Sketches of the History of Man*, 1774. や J. E. Gibbon が *The Decline and Fall of the Roman Empire*, 1776-88. を書いた一八世紀は、<sup>1)</sup>進歩と合理主義の時代であると同時に、生の旋律が過去の伴奏によって制約されることを意識し始めた時代であった。変革の時代において、抽象的な理性の旗をふりかざして進んだ啓蒙主義者たちも、過去を全く捨て去ることは出来なかった。だが人々が過去の音色に耳

を傾けた時、その態度には、歴史的伝統を権力の正統的根拠としたバークと、歴史を圧制と暴虐の連続と見たペイン、あるいは「人類の歴史はほとんど犯罪の歴史である」と書いたゴドウィンの間には、越えがたい溝が存在したのである。

歴史観におけるこの両者の差は、一つにはもちろんイギリスにおける支配層のイデオロギーと、それと最も鋭く対立した小市民的急進主義の差を示すものであり、古き伝統の権威と、これを破壊し去らんとする合理主義の差であった。だがこの両極の間には、産業革命の過程において経済的な支配権を獲得しつつあった新興の産業ブルジョアジーとそのイデオロギー達がいる。彼らの上層は名譽革命の伝統のままに地主貴族と融合を続け、下層は小市民的急進主義と気脈を通じ、そしてその主流は、経済的優位が決定的となるや、政治的にはベンサムを中心として哲学的急進派を形成し、経済的にはスミスリカードゥを奉じて、選挙法改正、殺物条例撤廃によって一九世紀の実権を確立した。そして本来の対立を示すべきプロレタリアートのイデオロギーが、一八世紀においては一部はまだスミスのな調和観の中で同床異夢の播種時代にあったとすれば、スミスにおける歴史認識と国家観は、伝統的支配階級及び小市民的急進主義との対比において、また後における労資のイデオロギーの対比において、さまざまな問題を提起するはずである。ここでは、自然法思想によりながら歴史意識の濃厚なスミスと、伝統によりながらも功利主義哲学を基盤としたバークというかたちで、論を進めよう。

スミスの生まれた一七二三年は、一六七九年の *Exclusion Bill* (王位継承排除法) をめぐる二大政党の対立、九三年の最初の「党内閣を経て、Hanover 朝のドイツ人ジョージ一世治下始めて Sir Robert Walpole が責任内閣制を確立して間もなくのことであった。そして「道徳情操論」出版の頃には、トリー党もウィッグ党も私利私慾にふけて腐敗の極に達し、それに乗じて野望に燃えるジョージ三世は、即位後これまた腐敗手段で *Kings friends* の多数当選をはかり、首相ピットを退けることとなる。こうして一七六三年、J. Wilkes は王の御用新聞に対抗して *North Briton* で王攻撃の火蓋を切り、パリ亡命による沈滞の時代が過ぎるや、六八年にはウィルクスは再びイギリスに舞いもどって、当選、投獄、セント・ジョージ広場

の虐殺事件とつきつぎに劇的な場面が展開される。こうしてイギリスにおける政党は、買収売官の多数派工作によって形成され、責任内閣制は王の無能によって出現し、政党の墮落は再び王の親政を招くこととなったが、これが逆に民衆の政治的覚醒をうながすこととなり、ここに民衆の運動が政治の前面に登場した。六八年は、小市民的急進主義の最初の文献といわれ、J. Priestley: *Essays on the first Principles of Government, and on the Nature of Political, Civil, and Religious Liberty* が出版され、翌年には組織的急進主義運動の発端として H. Took の *Society of Supporters of the Bill of Rights* が結成された。こうしてスミスが「諸国民の富」の執筆を始めた時期は、まさにウィルクス事件を中心とする急進的な政治改革運動の渦中であり、その出版の年は、アメリカ独立宣言の年であるにとどまらず、全ての人に選挙権、腐敗選挙区の廃止、人口増加地区の議員数増加などを内容とするウィルクスの議会改革案の年であり、毎年議会開会、普通平等選挙権、議員歳費支給、秘密投票、一人一票を主張した J. Cartwright: *Take your Choice* の年であり、また抵抗権、直接民主制、議会万能論の否定にまで進んだ R. Price: *Observations on the Nature of Civil Liberty, the Principles of Government, and the Justice and Policy of the War with America* の年であり、ブラックストーンの保守的な憲法礼讃論を攻撃した J. Ben-tham: *Fragment on Government* の年であり、そして何よりも、愚劣な世襲王制に痛撃を浴びせた T. Paine: *Common Sense* の年であった。そしてそののちも、アメリカ革命の影響、大陸からの戦闘的な自然権思想の流入、産業革命の進行による産業ブルジョアジーの興隆<sup>(3)</sup>などにより、急進主義運動は一層盛んとなる。かくして、スミスが道徳哲学、法学、経済学にとりくんだ前後は、対米戦争、インド経営などの政策をめぐる激論が交わされたばかりでなく、議会改革、財政改革などにおいても、国家の役割や民主主義などについて、攻防の渦まく激動の時代であった。それはまさに、海外植民帝国・重商主義国家体制の危機と呼ぶにふさわしい。それではスミスは、これらの運動を背景として、どのような国家論を述べたであろうか。

エンゲルスによれば、

「財産の支配は、必然的に、まず第一に国家にそのほこ先を向け、そしてこれを解体しなければならぬ。または少なくとも、というのは財産は国家を欠きえないのであるから、これを空洞にくりぬかねばならぬ。アダム・スミスは一七七六年、その『諸国民の富の性質及び原因に関する研究』を出版し、もって財政学を建設することにより、産業革命と時を同じうしてこの中身のくり抜きを始めた。それまでの財政学はすべて、もっぱら国家的なものであった。国家経済は国家制度全体のたんなる一部門とみなされており、国家そのものに従属させられていた。アダム・スミスは、世界主義を国民的目的に従属させ、国家経済を国家の本質および目的に高めた。彼は、政治や、政党や、宗教や、あらゆるものを経済的カテゴリーに還元し、そうすることで、所有を国家の本質と認め、致富を国家の目的と認めた。他方では、ウィリアム・ゴドウィン(『政治的正義』一七九三年)が、共和制の政治制度を根拠づけ、また J. ベンサムと同じころに功利の原理——これは、公益は最高の法なり (*Salus publica suprema lex*)、という共和主義的原理からその正当な結論をひき出したのである——をうちたて、国家は害悪なり、というその命題によって、国家の本質そのものに攻撃を加えた。ゴドウィンは、まだ功利の原理を全く一般的に解しており、これは市民が個人的利益を顧みずにもっぱら公益のために生きる義務であるとしている。」<sup>(4)</sup>

すなわちここにおいては、スミスもゴドウィンも国家に攻撃を加え、スミスはこれを経済的カテゴリーに還元し、ゴドウィンは国家の本質そのものを否定したことが端的に語られている。そしてゴドウィンが国家の最良の存在形態を共和制に認めたように、スミスにおいても「国家のくり抜き」によってこのようなものを想定していたと考えられよう。

たしかにスミスの国家論は、その初期においてすでにブルジョア的 *cheap government* を構想し、かつルソー流の共和主義的傾向をもっていた。一七四八―五〇年のエディンバラ公開講義の主題が、スチュアート<sup>(5)</sup>の伝えるように、

アダム・スミスとエドマンド・バーク (一)

「国家を最低度の野蛮より最高度の富裕に導くためには、平和と低い租税とある程度の正義以外には何ら必要なものはない。他の一切のものは、ことがらの自然のなりゆき *natural course of things* によつてもたらされる。この自然のなりゆきを妨げたり、これを強いて他の通路におしやったり、または社会の進歩をある特定の点にとどめようとする一切の政治は、不自然なものであつて、自分自身を維持するために必ず抑圧的・圧制的とならざるをえない。」

というものであつたとすれば、エンゲルスのいう「国家のくり抜き」はこの時すでに明確に始められていた。そしてこの傾向は彼がルソーの共和主義的精神に共感の意を表すことによつて拍車をかけられている。すなわち一七五六年の *A Letter to the Authors of the Edinburgh Review* において、同誌の評論の範囲をヨーロッパ一般、特にフランスにまで拡げることとを提唱し、アンシクロペディストのうち特に著名なものとして「ダランベール氏、ディドロ氏、ドオーバンソン氏、ジュネーブのルソー氏、ベルリン・アカデミーのシクレタリー、フォルメー氏」を挙げ、ルソーの「人間不平等起源論」について、「放恣なマンデヴィル氏の原理や観念がプラトリーの持つすべての純粋性と崇高性とを帯びてルソー氏のうちに見出される。」と述べて、長くその文章を引用して注目すべきゆえんを述べているのである。かくして先ず、少なくとも一七五六年以来、スマスは国家に対して「平和と低い租税とある程度の正義」以外の機能を認めず、ブルジョア急進主義的な *cheap government*、「夜警国家」的思考を保持していたといえよう。これは、後年「諸国民の富」第四篇第九章において、

「自然的自由主義の体系によれば、元首が心を用うべき義務は僅かに三つである。この三つは、極めて重要ではあるが誰にでもわかる平明で理解しやすいものである。すなわち、第一、社会を他の独立の社会の暴行と侵略から防ぐ義務、第二、社会の各成員をその社会の他の成員の不正または圧迫に対して、できる限り保護する義務、いい換えれば、裁判の厳正な執行を確立する義務、第三、それを建設し維持することがある個人または少数の個人の利益とならないような各種

の公共的土木事業、または公共的施設——けだしこのような施設の利潤は、しばしば、社会全体にとってはその経費を償つてなお大いにあるものでもあつても、ある個人または少数の個人に対してはその経費を償うことができないから——を建設し維持する義務」

という例の有名な章句と対応し、スマスの自由主義経済学とあざやかに調和する主旋律を形成しているのである。

ところが、スマスの第二の主著「道徳情操論」においては、このような調子は一転して非合理的な、保守的な論調が展開する。すなわち、

「君主は人民の下僕であり、公衆の便宜が要求するままに服従され、反抗され、廢位され、罰せらるべきものだとすることは、理性と哲学の教義ではあるが、しかしそれは自然の教義ではない。自然は君主のために君主に服従し、君主の崇高なる地位の前におのきひれ伏し、君主の微笑をもつて大馬の旁に対する十分なる嘉賞と考え、たとえそれ以上に罰を受けることがなくとも、君主の不興を怖れることあたかも喪家の犬の如くにする」ことを、われわれに教えるだろう。」

前者の合理的な考え方に比して、これはまた何と非合理的な考えであろうか。前者が経済制度の自律性に全面的な信頼を寄せ、国家の任務をもブルジョア的カテゴリーに還元してしまつたのに対して、後者は明らかにロックの理性を非難し、これよりさらに後退して古い伝統を自然に還元して重商主義の批判も忘れたかの如くである。それはむしろパークの理論を想起させる。このように忠実なる陛下のアダム・スマスが出現したことについては、あるいは君臨すれども統治せぬハノーヴァー王朝の体制に休んだためであるといえるかもしれない。だがスコットランドは元来反王朝的空氣の強いところであるし、ジョージ三世の親政後、ウィルクス事件と急進主義運動の渦中において書かれたはずの「諸国民の富」においても、やはり共和制や民主主義を危険視し、古い君主制に頼らうとするスマスの姿を時として見いだすのである。このような矛盾を、われわれはスマスの国家論の体系の中でどのように理解すべきだろうか。

(未完)

- (1) グラースゴウ大学のスミス、ミラー、エディンバラ大学のファーガソン、ロバートソン、その他ヒューム、ケイムズ、ダンバー、フレア、ステュアート、モンバドックなどを、スコットランド歴史学派と称する。歴史主義 (Historismus, historicism) という言葉は、用いる人によって極めて多義であつて、E. Troeltsch のように、人間およびその文化価値についての思考の根本的な歴史化というように極めて広い意味に解したり (Der Historismus und seine Probleme, 1922)、マンハイムのように、その支柱として発展思想と個体思想の両極を考え、また O. Hintze のように、重心を Individualität から Entwicklung に移さねばならぬという考えもある。The Poverty of Historicism, 1957. を書いた K. R. Popper の場合には、歴史の必然的な方向を予見しようとするキリスト教、ヘーゲル、マルクスなどの歴史哲学を指しているようで、これについては神山四郎『歴史主義』の意味の混乱』(『史学』三三卷三・四号) 参照。神山氏のいわれるように、一般的には歴史的、具体的事実の尊重、体系的、統一的、抽象的理解の否定、懐疑主義、神秘主義、相対主義、伝統主義、民族主義、ロマン主義などの内容を含み (K. Heussi, Die Krisis des Historismus, 1932. H. Meyerhoff, The Philosophy of History in our Time, 1959. など参照)、一七・八世紀イギリス、フランスの啓蒙思想、自然法思想、合理主義、普遍主義などに対立して用いられる場合が多い。従つてこれは自然法の合理的改革論に対して多く保守的であつて、ハークはまさにかかる立場の代表者である。だが、自然といふ歴史といつてもその内容はさまざまであつて、過去の批判的検討から未来像が発足されれば、歴史は進歩の立場に転化し、自然法は歴史をその中に採りいれることとなる。スコットランド歴史学派は、このような歴史認識が自然法、経済学、急進主義と結びついた例として、スミス研究のためにも、また唯物史観研究のためにも注目すべきであらう。スコットランドで特にこのような歴史家が輩出した理由としては、産業革命の進展、貿易の発展による海外知識の吸収、大学の自由な雰囲気などが考えられている。これについては R. Pascal, Property and Society, The Scottish Historical School of the Eighteenth Century, (The Modern Quarterly, vol. I. No. 2) 1938. Herder and the Scottish Historical School, (The publications of the English Goethe Society, New Series, vol. XIV), 1939. W. C. Lehmann, Adam Ferguson and the Beginnings of Modern Sociology, 1930. John Millar of Glasgow, 1960. D. Forbes, The Liberal Anglican Idea of History, 1952. R. Meek, The Scottish Contribution to Marxist Sociology, (in Democracy and the Labour Movement, Essays in Honour of Dona Torr, ed. by J. Saville, 1954). 山崎伶「一八世紀スコットランドの歴史家たち——忘れられた歴史主義——」(『香川大学経済論叢』三三卷四号、六号、昭和三六年参照)。
- (2) William Godwin, Enquiry concerning Political Justice, and its Influence on Morals and Happiness, 1793, Chap. 2.
- (3) 小松春雄「イギリス保守主義史研究」一九六一年、一七一頁。
- (4) F. Engels, Die Lage Englands. I. Das achtzehnte Jahrhundert. K. Marx - F. Engels Werke, Bd. I, 1956, SS. 566-7. 邦訳全集第一巻六二二頁。

- (5) D. Stewart, Account of the Life and Writings of Adam Smith, LL. D. in Essays on Philosophical Subjects, p. lxxxi. 大道訳「国富論の草稿その他」一八九頁。これは、スミスが一七五五年に自分の講義の主題を確認するためにツラームコウの学会に提出した文書だといわれている。
- (6) 前掲訳書所載「『エチンバラ評論』への寄稿文について」二一八頁。大道氏によれば、スミスはパリでヒュームを介してルソーにしばしば会つてゐるらしい (Rae, Life of Adam Smith, p. 196)。またヒュームとルソーの例の仲違い事件に対しても、ヒュームの親友として心から心配し、その後ルソーの思想を高く評価していたことは、後年彼がヴォルテールとルソーについて語った次の言葉からもうかがわれる。「ルソーの社会契約論は彼がこれまで受けた種々な迫害に対して一朝にして報復するであらう」(Rae, ibid., p. 372)。大道氏前掲書、二二三頁。
- (7) The Works of Adam Smith, LL.D., with an account of his life and writings by Dugald Stewart, 1811, vol. V, p. 572. 大道訳二九九頁。
- (8) Ibid., p. 579. 大道訳三〇八頁。
- (9) A. Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, 1776, ed. by E. Cannan, 1937, p. 651. 大内訳第三分冊四七六-七頁。
- (10) A. Smith, The Theory of Moral Sentiments, 1759. The Works of Adam Smith, LL. D., with an account of his life and writings by Dugald Stewart, 1811, vol. I, p. 86. 寛永訳一〇五頁。